



令和3年5月26日

担当課	デジタル推進課
担当者	吉田・角倉
電話	(073) 435-1023 (073) 435-1212
内線	2633

電子申請（ぴったりサービス）に 被災者支援関係の4手続を追加します

マイナンバーカードを利用した電子申請（ぴったりサービス）の被災者支援関係の手続（り災証明書の発行、被災証明書の発行）に、4つの災害時減免申請を追加します。市役所にお越しただかなくても申請手続をすることが可能です。減免内容については各課にお問い合わせください。

1 利用開始日【追加分】

令和3年6月1日（火）

2 追加手続

- 市民税関係（市民税課 (073) 435-1035）
 - ・ 個人市民税の災害時減免申請
- 固定資産税関係（資産税課 (073) 435-1210）
 - ・ 固定資産税の災害時減免申請
- 介護保険関係（介護保険課 (073) 435-1334）
 - ・ 介護保険料の災害時減免申請
- 国民健康保険関係（国保年金課 (073) 435-1057）
 - ・ 国民健康保険料の災害時減免申請

3 利用に必要なもの

- ・ マイナンバーカード
 - ・ パソコン（マイナンバーカード対応カードリーダー必要）
または、マイナンバーカード対応スマートフォン
- ※事前にマイナポータルAPをインストールの上、ご利用ください。

ぴったりサービス利用画面



4 利用手順

- ① 「ぴったりサービス」サイトを開く。（「ぴったりサービス」で検索）
【和歌山市のサービスページ URL】
<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=30201>
- ② 利用したい手続を選択（検索）し、申請画面へ進む
- ③ 必要事項を入力し、マイナンバーカードの電子署名を付与して送信

《ぴったりサービス》

